

防地地第 1 1 6 2 0 号
令和 3 年 7 月 1 日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長
(公印省略)

吹付石綿使用施設に係る当面の対策について（通知）

標記について、旧防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和 4 1 年法律第 1 3 5 号）第 3 条第 2 項若しくは防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 4 9 年法律第 1 0 1 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき補助金を交付した施設又は行政措置により防音工事に係る補助金を交付した学校、病院及びこれらに類する施設（以下「防音工事を実施した施設」という。）で吹付石綿が使用されているものについて、吹付石綿処理を実施する場合の補助の対象とする施設及び補助の対象とする工事を防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱（平成 1 9 年防衛省訓令第 1 2 1 号）第 2 0 条の規定に基づき下記のとおり定めたので通知する。

記

1 補助の対象とする施設

防音工事を実施した施設において吹付石綿が使用されており、かつ、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施等により生ずる音響を防止し、又は軽減する必要がある施設とする。

2 補助の対象とする工事

（1）吹付石綿の処理工事

（2）吹付石綿の処理に伴う吸音機能の復旧工事

（3）（1）及び（2）の工事に伴い必要となる工事